「非課税世帯等に対する 臨時特別給付金」の申請を 受け付けています

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々が、速やかに生活・くらしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯などに対して現金を給付します。

【給付対象者(給付要件)】

(1)住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日時点)において八雲町に住民登録があり、世帯全員の令和3年度の住民税均等割が非課税である世帯

- ※課税者の扶養となっている方のみの世帯は対象外です(離婚や死別を除く)
- ※課税される所得があるにも関わらず未申告である方がいる世帯など

(2)家計急変世帯

令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、世帯員全員の1年間の収入(所得)見込額が(1)の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

【給付額】1世帯あたり10万円

※1世帯あたり1回限りです。また、(1)(2)を重複して受給することはできません。

【手続きの流れ】

(1)住民税非課税世帯

給付の対象となる方に対して、1月31日(月)から順次「給付金に関するご案内」を送付しています。お手元に届きましたら、同封の「確認書」に必要事項を記入いただき、5月2日(月)までに返送してください(郵送の場合は、当日消印有効)。

(2)家計急変世帯

給付の対象となる方は、申請日時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要です。申請には、収入額のわかるもの(給与明細書、帳簿、確定申告書、源泉徴収票など)の添付が必要になります。申請様式は、町HPにてダウンロードしていただくか、役場窓口にてお受け取りください。

【給付日】手続き後に送付される支給決定通知書にてお知らせします。

【配偶者からの暴力を理由に避難している方への支援】

配偶者からの暴力を理由に避難している方で、事情により基準日以前にお住まいの市区町村に住民票を移すことが出来ない方は、今お住まいの市区町村へ申請を行っていただくことで給付金を受け取ることができる場合がありますので、ご相談ください。

給付金を装った 手欺 に 注意してください

町や国の職員が現金自動預払機(ATM)の操作や給付金の給付のために手数料の振り込みをお願いすることは絶対にありません。ご自宅や職場などに町や国の職員などをかたった電話がかかってきたり、郵便、メールが届いたら近くの警察署(または警察相談専用ダイヤル(#9110))などにご連絡ください。



【問い合わせ先】住民生活課社会係 ☎0137-62-2112